

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(郷土再耕の会)
郷土再耕の会

2 主たる事務所の所在地
山梨県南アルプス市秋山 663-5

3 代表者の氏名
藤本好孝

4 会計責任者の氏名
藤本好孝

(事務担当者の氏名)

(電話番号)



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 山梨県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	↓ (「有」の場合)
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<u>山梨県議会議員</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>藤本好孝</u>

(※1) 国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

(※2) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※3) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※2) 対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

(※3) 対象年の途中で適用した場合のみ記入

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----		十億		百万	9	0	1	千	3	3	8	円
(前年からの繰越額) -----					1	5	8		9	2	6	
(本年の収入額) -----					1	7	4	2	4	1	2	
支 出 総 額 -----					1	9	0	1	3	3	8	
翌年への繰越額 -----											0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額 -----		十億		百万		千						円
員 数 -----												人

(2) 寄 附													
ア 寄附(イを除く。)の区分				金 額								備 考	
	(ア) 個人からの寄附		十億		百万	7	4	2	千	4	1	2	円
	[うち特定寄附]												
	(イ) 法人その他の団体からの寄附												
	(ウ) 政治団体からの寄附												
小 計	(ア) + (イ) + (ウ)					1	7	4	2	4	1	2	
	[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]												
イ	政党匿名寄附												
合 計	(ア + イ)					1	7	4	2	4	1	2	

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額							年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
藤本好孝				1	0	0	0	0	5.1.24	山梨県南アス平秋山663		
"				1	0	0	0	0	5.2.20	"		
"				1	0	0	0	0	5.3.25	"		
"				1	0	0	0	0	5.4.19	"		
"				1	0	0	0	0	5.5.17	"		
"				2	0	0	0	0	5.6.17	"		
"				1	0	0	0	0	5.7.21	"		
"				1	0	0	0	0	5.8.20	"		
"				1	0	0	0	0	5.9.16	"		
"				1	0	0	0	0	5.10.22	"		
"				1	0	0	0	0	5.11.23	"		
"				2	0	0	0	0	5.12.16	"		
この頁の小計				1	4	0	0	0				
その他の寄附				3	4	2	4	1				
合 計				1	7	4	2	4				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経常経費					
(1) 人件費			89	250	
(2) 光熱水費			14	080	
(3) 備品・消耗品費			426	779	
(4) 事務所費			413	625	
小 計			943	734	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費			96	297	
(2) 選挙関係費				0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			577	912	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費			321	000	
イ 宣伝事業費			196	060	
ウ 政治資金パーティー開催事業費				0	
エ その他の事業費			60	852	
(4) 調査研究費			274	795	
(5) 寄附・交付金				0	
(6) その他の経費				8600	
小 計			957	604	
合 計		1	901	338	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出			426	779				
合計			426	779				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 (その他の事業費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出				60				8,52
合計				60				8,52

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 11 月 23 日

政治団体の名称

郷土再耕の会

会計責任者の氏名

藤本好彦



（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。